

平成19年7月30日

各 位

会 社 名 株式会社 九州親和ホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 荒木 隆繁

解散ならびに解散に伴う定款一部変更、代表取締役の異動 及び清算人の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成19年8月29日開催予定の当社株主総会での承認ならびに関係当局の認可を前提として、当社解散ならびに解散に伴う定款一部変更、代表取締役の異動及び清算人の選任につき下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 解散について

当社は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下、「ふくおかFG」）及び株式会社親和銀行（以下、「親和銀行」）との間で平成19年7月3日に締結した株式譲渡契約（詳細は同日付け当社公表資料「子会社株式の譲渡に係る契約締結のお知らせ」をご参照ください）に基づき、当社が保有する親和銀行の全株式を対価759億1,400万円でふくおかFGに対して譲渡すること、及び当社が保有するしんわディーシーカード株式会社（以下、「しんわDC」）の全株式を対価8,600万円で親和銀行に対して譲渡することに伴い、銀行持株会社としての役割を終えることとなります。そのため、当社は、平成19年8月29日に開催予定の臨時株主総会における解散決議により同日をもって解散し、清算手続を開始する予定です。

なお、当社の解散の効力発生は、親和銀行及びしんわDCの株式譲渡に係る株主のご承認を条件とするものといたします。

2. 定款一部変更について

当社の解散を条件として、解散に伴い必要とされる定款の一部変更を行います。
変更の内容は別紙のとおりです。

3. 代表取締役の異動及び清算人の選任について

(1) 代表取締役の異動

a 異動の理由

当社の解散に伴うものです。

b 代表取締役でなくなる者

氏名：荒木 隆繁

役職：代表取締役社長

なお、当社臨時株主総会において当社の解散が承認された場合、代表取締役社長 荒木 隆繁、専務取締役 森 三四、常務取締役 渋谷 明幸及び取締役 相良 克巳は、当該臨時株主総会終結のときをもって取締役を退任します。

(2) 清算人の選任

当社臨時株主総会において当社の解散が承認されることを条件として、清算人4名を選任いたします。清算人候補者の氏名、略歴等は以下のとおりです。清算人は当該臨時株主総会終結のときをもって就任することとなります。

①代表清算人候補

いま い たけ お
今 井 健 夫 昭和17年1月29日生 65歳

昭和42年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
昭和63年4月 関東弁護士連合会理事
平成13年4月 ㈱三菱東京フィナンシャルグループ
（現商号三菱UFJフィナンシャルグループ）監査役（現職）
平成14年9月 三菱証券㈱（現商号三菱UFJ証券）監査役（現職）

②清算人候補

もり みつ し
森 三 四 （当社専務取締役）
しゅぶ や てる ゆき
渋谷 明 幸 （当社常務取締役）
さが ら かつ し
相 良 克 巳 （当社取締役（総合企画グループマネージャー））

4. 今後の日程

平成19年 8月29日 (水)	臨時株主総会 解散の効力発生 定款変更の効力発生 代表取締役の異動 清算人の就任
平成19年 8月30日 (木)	整理ポスト割当
平成19年 9月13日 (木)	上場廃止日
平成19年 9月26日 (水) 予定	親和銀行に対する当社保有のしんわDC株式譲渡日
平成19年10月 1日 (月) 予定	ふくおかFGに対する当社保有の親和銀行株式譲渡日

当社の臨時株主総会において当社の解散決議がなされた場合、東京証券取引所及び福岡証券取引所の株券上場廃止基準に該当し、当社の株式は平成19年9月12日を売買最終日として、同年9月13日に上場廃止となります。なお、最終売買日までの間は、従来どおり売買を行っていただくことが可能です。

5. 今後の見通し

当社は、臨時株主総会での株主の承認を前提に解散した後、清算手続きを開始する予定です。当社の清算手続きにおける残余財産の分配につきましては、当社定款の定めに従い、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株主または優先登録株式質権者に対する分配が行われます。当社の清算手続きの詳細については未定であり、決定次第速やかにお知らせいたします。

【別紙】

(変更条文のみ記載、下線は変更箇所)

現行定款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>銀行持株会社として、次に掲げる業務を営むことを目的とする。</u></p> <p>① <u>銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理</u></p> <p>② <u>その他前号の業務に附帯する業務</u></p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第7条) (条文省略)</p> <p>第8条</p> <p>第8条の2 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿、(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび売渡し、実質株主名簿への記載または記録、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規定</u>による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度</u>に関</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>会社法第2編第9章の定めるところにより清算することを目的とする。</u></p> <p>[削除]</p> <p>第6条) (現行どおり)</p> <p>第7条</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>[削除]</p> <p>2. 当社の株主名簿、(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび売渡し、実質株主名簿への記載または記録、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、<u>当社の株式取扱規定</u>による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年<u>8月29日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>清算事務年度</u></p>

する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者とすることができる。

(優先配当)

第12条 当社は、第52条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年100円を上限として発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第13条に定める優先中間配当の全部または一部を行ったときは、その額を控除した額とする。

2. ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して優先配当の全部または一部を行わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
3. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当を超えて剰余金の配当は行わない。

(優先中間配当)

第13条 当社は、第53条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当の額の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（以下「優先中間配当」という。）を支払う。

に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、清算人会の決議によってあらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者とすることができる。

(優先配当)

第12条 当社は、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式1株につき年100円を上限として発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第13条に定める優先中間配当の全部または一部を行ったときは、その額を控除した額とする。

2. ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して優先配当の全部または一部を行わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
3. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当を超えて剰余金の配当は行わない。

(優先中間配当)

第13条 当社は、中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当の額の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（以下「優先中間配当」という。）を支払う。

<p>(除斥期間) 第20条 第54条の規定は、優先配当および優先中間配当の支払いについてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>(招集) 第21条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</p> <p>(招集権者および議長) 第22条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し、その議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第27条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法) 第28条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第29条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(除斥期間) 第20条 第46条の規定は、優先配当および優先中間配当の支払いについてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>(招集) 第21条 当会社の定時株主総会は、毎清算事務年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</p> <p>(招集権者および議長) 第22条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、清算人会の決議にもとづき代表清算人が招集し、その議長となる。 2. 代表清算人に事故があるときは、清算人会においてあらかじめ定める順序により、他の清算人がこれに代わる。</p> <p style="text-align: right;">[削除]</p> <p style="text-align: right;">[削除]</p> <p style="text-align: right;">[削除]</p> <p style="text-align: right;">[削除]</p>
---	---

<p><u>(取締役会の設置)</u> 第30条 当社は、取締役会を置く。</p>	[削除]
<p><u>(役付取締役)</u> 第31条 取締役会は、その決議によって、取締役のうちから取締役社長1名を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役のうちから取締役会長1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p>	[削除]
<p><u>(代表取締役)</u> 第32条 取締役社長は、当社を代表する。 2. 取締役会の決議によって、役付取締役のうちから取締役社長のほかに代表取締役を選定することができる。 3. 代表取締役は、各々当社を代表する。</p>	[削除]
<p><u>(取締役会の招集権者および議長)</u> 第33条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。 2. 取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	[削除]
<p><u>(取締役会の招集通知)</u> 第34条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役会は、取締役および監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p>	[削除]
<p><u>(取締役会の決議方法等)</u> 第35条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることのできるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同</p>	[削除]

<p>意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p>	
<p><u>(取締役会の議事録)</u> <u>第36条</u> 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>	<p>[削除]</p>
<p><u>(取締役会規定)</u> <u>第37条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p>	<p>[削除]</p>
<p>[新設]</p>	<p>第5章 清算人および清算人会</p>
<p>[新設]</p>	<p><u>(清算人の員数)</u> <u>第27条</u> 当会社の清算人は、3名以上とする。</p>
<p>[新設]</p>	<p><u>(清算人の選任方法)</u> <u>第28条</u> 清算人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>[新設]</p>	<p><u>(清算人会の設置)</u> <u>第29条</u> 当会社は、清算人会を置く。</p>
<p>[新設]</p>	<p><u>(代表清算人)</u> <u>第30条</u> 当会社は、清算人会の決議によって、代表清算人を選定する。</p>
<p>[新設]</p>	<p><u>(清算人会の招集権者および議長)</u> <u>第31条</u> 清算人会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表清算人が招集し、その議長となる。 2. 代表清算人に欠員または事故あるときは、清算人会においてあらかじめ定める順序により、他の清算人がこれに代わる。</p>

<p>[新設]</p>	<p><u>(清算人会の招集通知)</u></p> <p>第32条 清算会の招集通知は、各清算人および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 清算会は、清算人および監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p>
<p>[新設]</p>	<p><u>(清算会の決議方法等)</u></p> <p>第33条 清算会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる清算人の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、清算会の決議事項について、清算人（当該決議事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の清算人の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>[新設]</p>	<p><u>(清算会の議事録)</u></p> <p>第34条 清算会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した清算人および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>
<p>[新設]</p>	<p><u>(清算会規定)</u></p> <p>第35条 清算会に関する事項は、法令または本定款のほか、清算会において定める清算会規定による。</p>
<p>[新設]</p> <p>第38条 ↳ (条文省略) 第40条</p>	<p><u>(清算人の報酬)</u></p> <p>第36条 清算人の報酬総額は、月額1百万円以内とする。</p> <p>第37条 ↳ (現行どおり) 第39条</p>

<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第41条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第42条) (条文省略)</p> <p>第46条</p>	<p>[削除]</p> <p>第40条) (現行どおり)</p> <p>第44条</p>
<p style="text-align: center;"><u>第7章 会計監査人</u></p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p>第47条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第48条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第49条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。</p>	<p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p>
<p style="text-align: center;"><u>第8章 計算</u></p> <p><u>(事業年度)</u></p> <p>第50条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p><u>(剰余金の処分)</u></p> <p>第51条 当社の剰余金は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議をもってこれを処分する。</p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>第52条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録</p>	<p style="text-align: center;"><u>第7章 計算</u></p> <p><u>(清算事務年度)</u></p> <p>第45条 当社の清算事務年度は、毎年8月30日から翌年8月29日までとする。</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p>

<p><u>された株主または登録株式質権者に対し 行う。</u></p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第53条</u> 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載 または記録された株主または登録株式質 権者に対し、会社法第454条第5項に よる剰余金の配当（以下「中間配当」と いう。）を行うことができる。</u></p> <p>第<u>54</u>条 (条文省略)</p>	<p>[削除]</p> <p>第<u>46</u>条 (現行どおり)</p>
---	--

以 上

本件に関するご照会先
総合企画グループ
TEL：0956-26-4105